

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 10 月 3 日

水戸地方裁判所下妻支部民事執行係

裁判所書記官 野 沢 宏 樹

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 10 月 22 日から 令和 7 年 10 月 29 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 11 月 5 日 午前 10 時 00 分 場 所 水戸地方裁判所下妻支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 11 月 26 日 午前 10 時 00 分 場 所 水戸地方裁判所下妻支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 7 年 11 月 6 日から 令和 7 年 11 月 7 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 10 月 3 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 下妻市高道祖字柏山 |
| | 地 番 | 3 0 9 番 1 5 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 1 3. 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 下妻市高道祖字柏山 3 0 9 番地 1 5 6 |
| | 家屋 番号 | 3 0 9 番 1 5 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 7 3. 7 0 平方メートル
2 階 5 4. 6 5 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 8月 7日

水戸地方裁判所下妻支部民事執行係

裁判所書記官 中 川 琢 馬

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号2】

賃借権

範 囲 全部

賃借人 B

期 限 定めなし

賃 料 月額56,000円

上記賃借権は最先の賃借権である。

4 物件の占有状況等に関する特記事項

なし

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調

査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 下妻市高道祖字柏山 |
| | 地 番 | 309番156 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 213.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 下妻市高道祖字柏山 309番地156 |
| | 家屋 番号 | 309番156 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 73.70平方メートル
2階 54.65平方メートル |

令和 6 年（ケ）第 88 号
令和 7 年 1 月 14 日受理
令和 7 年 3 月 21 日提出
（評価人 長尾孝一）

現況調査報告書

水戸地方裁判所下妻支部
執行官 粉 川 宗 尚

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 下妻市高道祖字柏山 |
| | 地 番 | 309番156 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 213.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 下妻市高道祖字柏山 309番地156 |
| | 家屋 番号 | 309番156 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 73.70平方メートル
2階 54.65平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	■(住居表示未実施) □		
土地	物件1		
現況地目	■宅地(物件) □公衆用道路(物件) □ (物件)		
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □		
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本件土地に下記建物を所有し、占有している。 □物件の土地は公衆用道路として使用されている。 □「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である。 □公簿上の記載と次の点が異なる(□主たる建物 □附属建物)。 □種類: □構造: □床面積:		
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	□建物所有者 ■その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 ■「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	1 経年劣化が進行している。 2 雨水の浸入や床の陥没、ボードの亀裂や猫の爪傷といった難点が多数認められる。		
執行官保管の仮処分	■ない { 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 □ある { 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

占有者及び占有権原（物件 2 関係）			
占有範囲	■全部 ☐		
占有者	☐ 債務者 ■B		
占有状況	☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ■居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫		
関係人の陳述及び提示文書の要旨	■陳述(B（占有者）) ☐ 文書(☐)		
	占有権原	■賃借 ☐ 使用借 ☐ 転借 ☐	
	占有開始時期	平成10年6月22日（住民票上の最初の定住日とした。）	
	最初の契約等	契約日	令和 年 月 日
		期間	平成10年6月22日から ☐ 令和 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし
	更新の種別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
	現在の契約等	期間	平成16年12月28日（登記記録上のA所有権取得日とした。）から 令和 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし
	契約等当事者	貸主	■所有者 ☐ その他()
		借主	■占有者 ☐ その他()
	賃料・支払時期	毎月 金56,000円 (毎 限り 分払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
	敷金・保証金	☐ ない ☐ ある (☐ 敷金：金 円, ☐ 保証金：金 円)	
	特約等	☐ 譲渡転貸可 ☐	
	その他	☐ 消費税 ☐ 込み ☐ 別 ☐ 別途光熱費月額 円の負担あり	
執行官の意見	■上記のとおり ■下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり 物件の用法や家賃額などから占有者の占有権原を正常なものと認定した。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (本件所有者)	1 本物件は購入してすぐに母親(故人)の友人に賃貸に出しており、私は一度も住んだことがありません。 なお、借賃は毎月56,000円となっておりますが、契約内容の詳細は一切不明です。 また、本件債務の弁済を確実にするため、今後月額10万円に増額してもらう予定です。 2 外観上わかる範囲に第三者の所有する建物や工作物はありません。 3 建物占有者(賃借人)が不在なため、本日の立ち入り調査には協力できません。 後日建物占有者と調整した複数の候補日をお示ししますので、再臨場をお願いします。 【現地聴取要旨】
B (物件占有者)	1 本物件は、私が使用(占有)しています(占有開始時期の疎明資料として住民票の写しを提出した。) しかし、占有権原についての認識が本件所有者Aとは異なります(Bの主張は所有権に基づく占有)ので、以下に順を追って経緯をお話します。 (1) Aの母であるEと私の母Dは過去にビジネスパートナーとして協働していました。 (2) Dは登記記録上の前所有者から賃借して住んでいた本物件を金融機関から融資を受けて購入しようとしたのですが、諸事情により叶いませんでした。 (3) そこで、Eに相談してAの名義を貸してもらい、本物件を購入することとし、ローン代を毎月Eに手渡して債権者に弁済してもらうという約束を交わしました。 (4) しかし、こちらから支払っていたローン代が使い込まれていた様子で、債権者に弁済されておらず、競売という今回のような顛末となったのです。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

	(5) 以上のような経緯から、本物件の真正な所有者は当方であるという認識ですが、ことここに至ってはその主張をするつもりもなく、住民票の移動や引っ越しの準備を進めているところですので、当方の占有権原を賃借権と認定されることに異存ありません。 2 本物件に (は), (1) 増改築はありません。 (2) 第三者の所有物はありませんが、カーポートや外構は当家の費用で築造したものです。 しかし、特段費用の請求をするつもりはなく、土地の定着物として売却されることに異存ありません。 (3) 境界争い等隣地との紛争はありません。 (4) 不自然死などの事件事故や産廃物の投棄埋設はありません。 (5) 主だった故障具合として、雨水の浸入による床の腐食・陥没(1階リビング)、以前飼っていた猫による壁の爪傷などが挙げられます。また、給湯機が寿命を迎えていますので、交換が必要となるかと思います。 (6) 公共水道への接続はしておらず、井戸水を生活用水として利用しています。 3 Aから家賃を10万円に増額するように言われていますが、既に支払った分で本件請求債権は優に弁済できているはずですし、本物件にこれ以上住めないと思っていますので、本年3月からAに対する金員の交付は行っていません。 4 今後の通知等は本物件へ私の甥であるC名義で送付してください。 【現地聴取要旨】
--	---

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5枚目)

執行官の意見

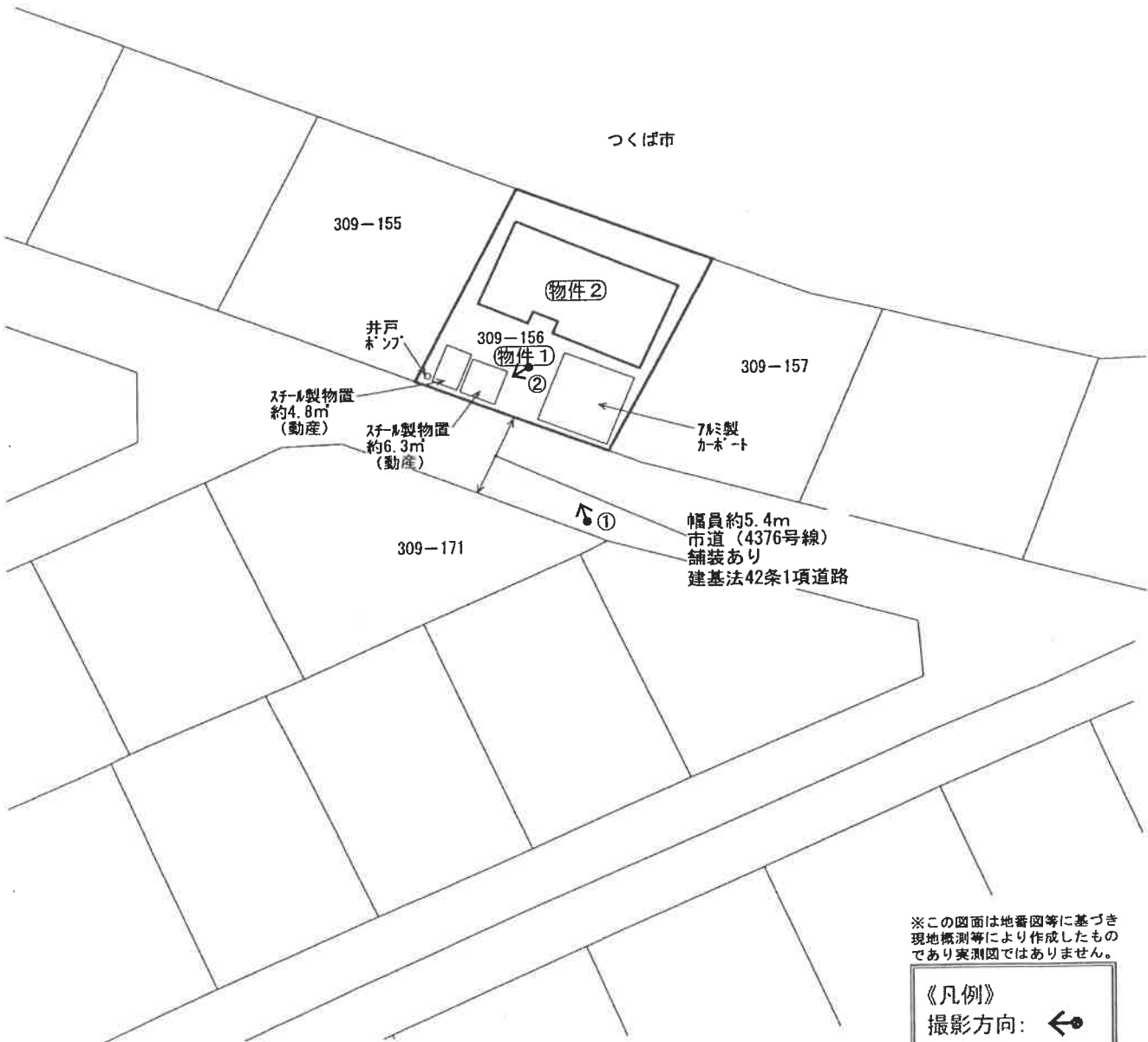
- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件土地・建物の占有状況については、所有者A及び占有者Bの陳述並びに上記現場の状況等を考慮して、二、三枚目記載のとおり認定した。

（注） チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
（ 6 枚目 ）

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年1月14日(火)	当 庁	役場(所)照会(照会書郵送)
令和7年2月3日(月)	当 庁	所有者照会(照会書郵送)
令和7年2月10日(月) 10:25-11:00	物件所在地	物件確認 立入調査 占有調査 図面作成・写真撮影 ☐ 債務者・ ☒ 所有者・ ☐ から聴取 評価人同行
令和7年2月10日(月)	当 庁	水道照会(照会書郵送)
令和7年3月10日(月) 10:20-11:05	物件所在地	立入調査 占有調査 図面作成・写真撮影 ☐ 債務者・ ☐ 所有者・ ☒ 占有者 から聴取 評価人同行
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(7 枚目)

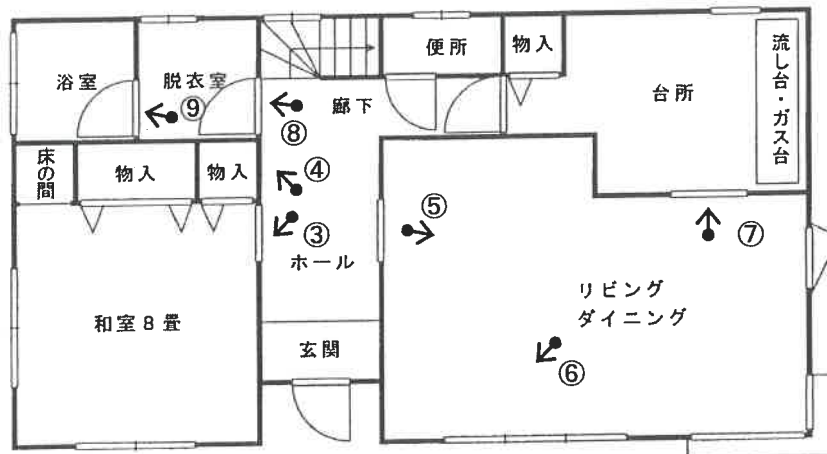
土地建物位置関係図	
事件番号	令和6年（ケ）第88号



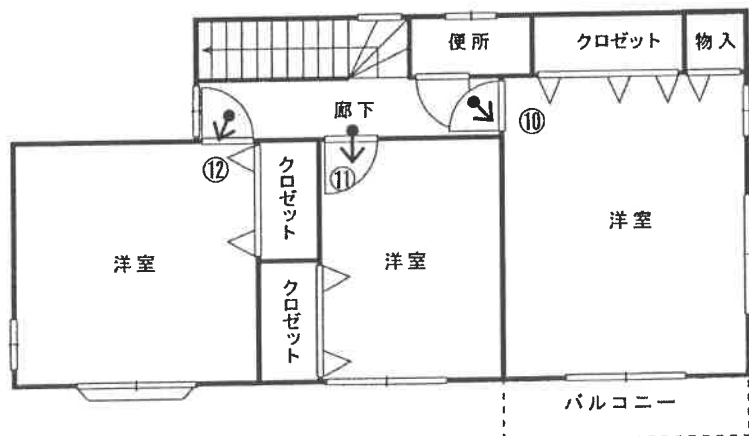
※この図面は地番図等に基づき
現地概測等により作成したもの
であり実測図ではありません。

《凡例》	
撮影方向:	←
写真番号:	①

建物間取図	
事件番号	令和6年(ケ)第88号
物件番号	2



1階平面図



2階平面図

※図面と現況が異なる場合は
現況優先となります。

《凡例》
撮影方向: ←
写真番号: ①

写真1



写真2



写真3



写真4

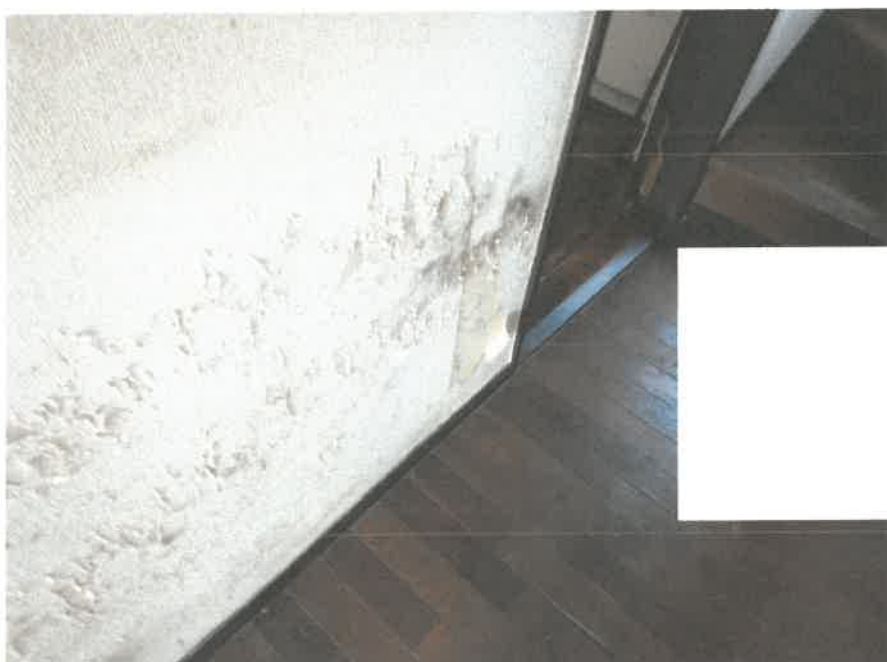


写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真10



写真11



写真12



令和 6年（ケ）第 88号
令和 7年 1月14日 受 命
令和 7年 2月10日 現地調査
令和 7年 3月10日 現地調査
令和 7年 3月17日 評 価
令和 7年 3月18日 提 出

水戸地方裁判所 下妻支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
長尾孝一

第1 評価額

一 括 価 格		
金 1, 130, 000円		
内 訳 価 格		
物件1（土地）	金	710, 000円
物件2（建物）	金	420, 000円

- ① 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当の割付と超過売却（民事執行法73条）の判定を行うことの参考として、一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地価格は物件2の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、法定の手続がとられた場合を除き事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類または品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地番 地目積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 番 号 家 屋 類 種 造 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--------------|
| 1 | 所 在 | 下妻市高道祖字柏山 |
| | 地 番 | 309番156 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 213.00平方メートル |
-
- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 2 | 所 在 | 下妻市高道祖字柏山 309番地156 |
| | 家屋 番号 | 309番156 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 73.70平方メートル
2階 54.65平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	関東鉄道常総線下妻駅の東方約6.5km（道路距離）に位置する。 最寄バス停は「高道祖十字路」である。	
付 近 の 状 況	一戸建て一般住宅が建ち並び空地も残る分譲住宅地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制	都市計画区域内・非線引地域 無指定 指定 60% 指定 200% なし
画 地 条 件	形状、間口・奥行等は概ね別添「土地建物位置関係図」のとおり である。 規模（地積）は登記面積にほぼ一致する。	
接面道路の状況	南西側幅員約5.4m舗装市道（4376号線） （建築基準法第42条第1項第1号道路に該当）	
土地の利用状況等	物件2建物の敷地の用に供されている。 （物件2建物の法定地上権の成立を考慮して評価する）	
供 給 処 理 施 設	上水道 不明（特記事項のとおり） ガ ス なし 下水道 なし （注）供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の 本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが できる状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管 が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」と は、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用 している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設 が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	土地の履歴等からは土壤汚染対策法に定められた特定有害物質の 影響リスクが生じている可能性は低いものと推定するが、詳細に ついては専門調査機関による詳細調査を行わないと確定出来ない。 当該リスク内在による減価要因は競売市場修正での考慮とした。	

特 記 事 項	1. 上水道について 南西側市道（4376号線）に水道管本管（VP100φ）が敷設されており、当該本管から取出し口径20mmφ、加入口径20mmφで加入しているとのこと。（下妻市水道課調べ） 物件占有者の陳述によれば、公共水道へは接続しておらず、井戸水を生活用水として利用しているとのこと。 2. 物件1土地の北側は、約1.5～2m程度低位の崖地となっており、転落の危険や擁壁崩落のリスクがあるため、減価要因として土地価格で考慮する。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主たる建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載) 経過年数 経済的残存耐用年数 平成 3年 9月13日新築 33年 満了

特 記 事 項	1. 建築計画概要書記載事項 確認年月日：平成2年9月7日 確認番号：妻第295号 主要用途：専用住宅 工事種別：新築工事 2. 占有者及び占有権原等について 占有範囲：全部 占有者：B 占有状況：居宅 占有権原：賃借権 占有開始時期：平成10年6月22日（住民票上の定住日とした。） 最初の契約等 期間：平成10年6月22日から期間の定めなし 現在の契約等 期間：平成16年12月28日（登記記録上のA所有権取得日とした。）から期間の定めなし 貸主：所有者 借主：占有者 賃料：毎月金56,000円 ※建物抵当権に優先する賃借権であると判断し、負担権利として考慮する。
---------	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	共有持分 割合 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	10,700	0.83	213.00	0.90		1,700,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 下妻-2

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $13,500\text{円}/\text{㎡} \times 99.1/100 \times 100/102.0 \times 100/123.1 = 10,700\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位+2

◇地域格差：街路条件+1.0 交通・接近条件+6.0 環境条件+15.0

イ 個別格差：画地条件(方位+4)その他条件(北側崖地の状況等▲20)

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	共有持分 割合 ウ	現価率 エ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	143,000	128.35		0.01	180,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

エ 現 価 率

経過年数33年、経済的全耐用年数25.0年、経済的残存耐用年数0.0年、
 観察減価及び中古建物の市場性減価50%、残価率1%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併
 用し、現価率を査定した。

・ 現価率＝{残価率1%＋(1－1%)×(経済的残存耐用年数0.0年／経済的全耐用年数25.0年)}×
 (1－観察減価50%)÷0.01

2 評価額の判定

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	1,700,000	0.40	法定地上権	680,000

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,700,000	-680,000		1.00	0.70	710,000
2	180,000	+680,000	0.70	1.00	0.70	420,000
一括価格（合計）						1,130,000

ウ 占有減価修正：7頁記載の負担権利を考慮した。

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 下妻-2

所 在：下妻市大宝字本町598番
地 目：宅地
価 格：13,500円／㎡（対前年変動率 -0.74%）
位 置：大宝 390m
価 格 時 点：令和 6年 1月 1日
地 積：416㎡
供給処理施設：水道
接 面 街 路：東6m市道
用途指定等：非線引都市計画区域（建蔽率60%、容積率200%）
地域の概要：一般住宅と農家住宅等が混在する既成住宅地域

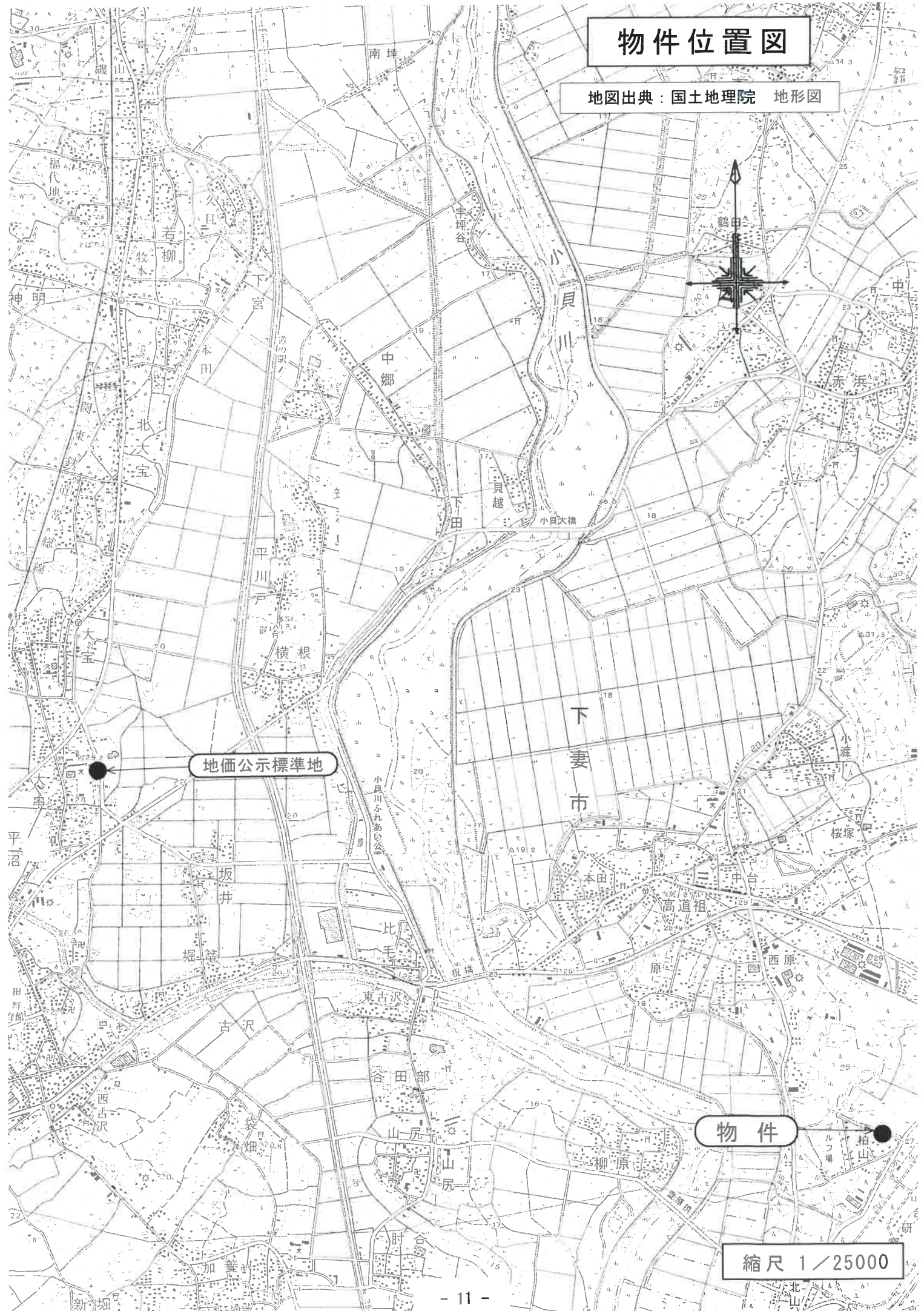
第7 附属資料

物件位置図
周辺見取図
公図写
建物図面・各階平面図写
土地建物位置関係図
建物間取図

以 上

物件位置図

地図出典：国土地理院 地形図



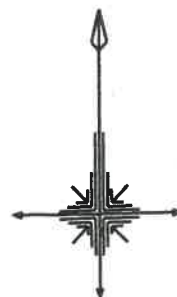
地価公示標準地

物件

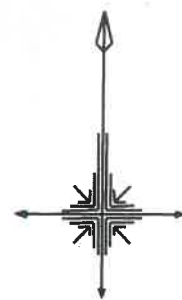
縮尺 1/25000

周辺見取図

地図出典：国土地理院 GSI Maps



令和6年(ケ)第88号



地区外

地区外



縮尺 1 / 500

506896

506896

各階平面図

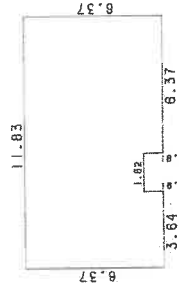
建物図面

309番156

家屋番号

建物の所在
下町中ノ高島町字柏山209番地156

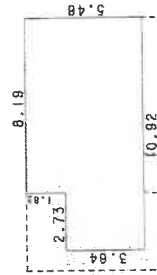
1階



求積表

6.37 X 3.64	=	23.1808
5.46 X 1.82	=	9.9372
6.37 X 6.37	=	40.5789
合計		73.7009
床面積		73.70 m ²

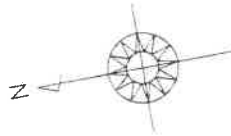
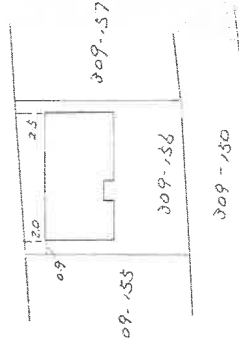
2階



求積表

3.64 X 2.73	=	9.9372
5.46 X 8.19	=	44.7174
合計		54.6546
床面積		54.65 m ²

物件 2



A3をA4に縮小

H3 12.2

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺

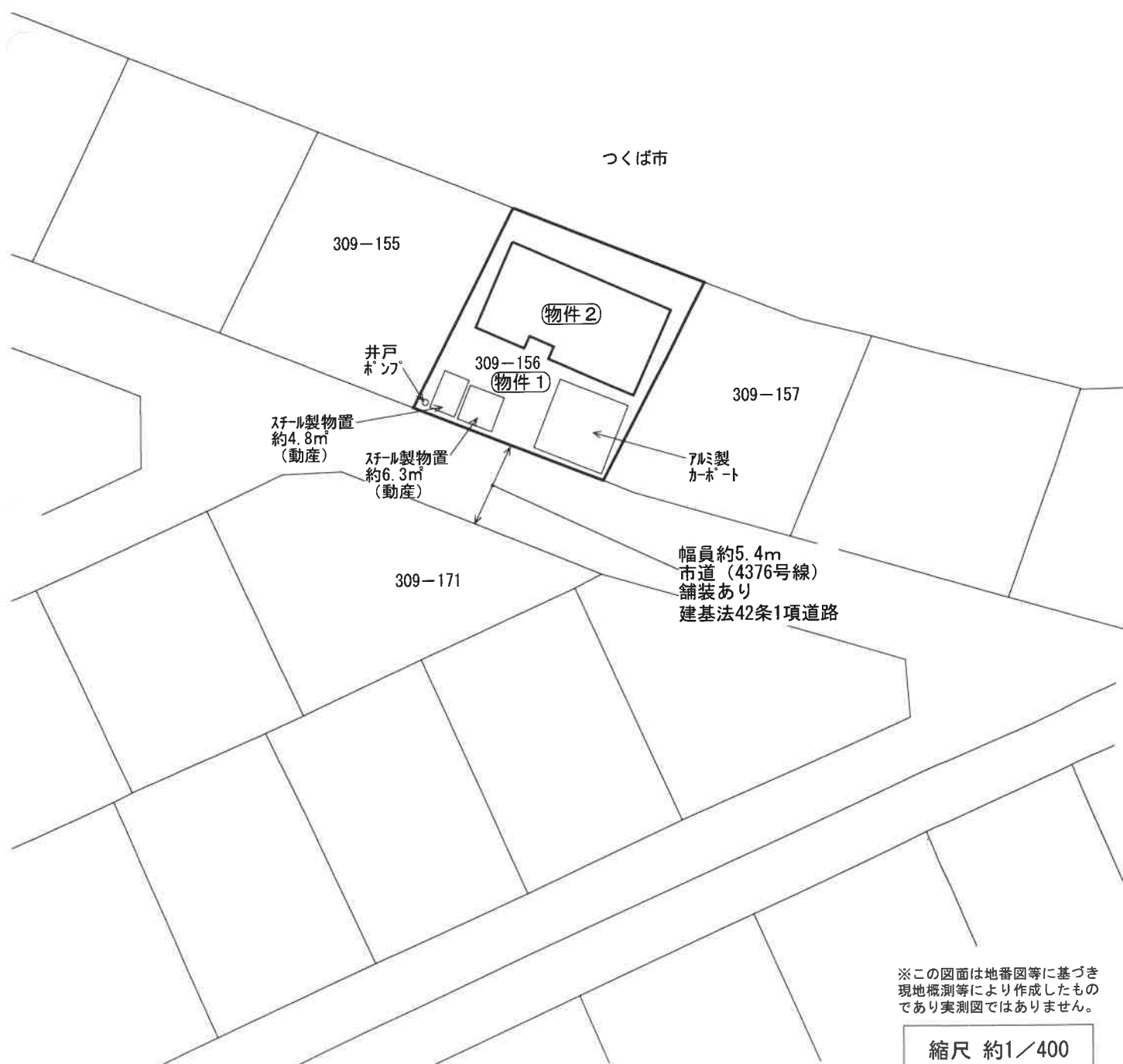
1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(水戸地方方法務局下表立局管轄)
令和6年11月12日 東京法務局

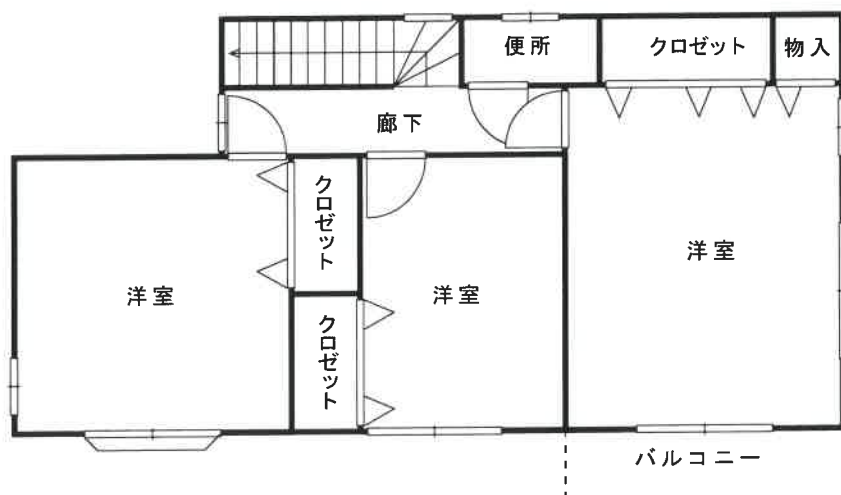
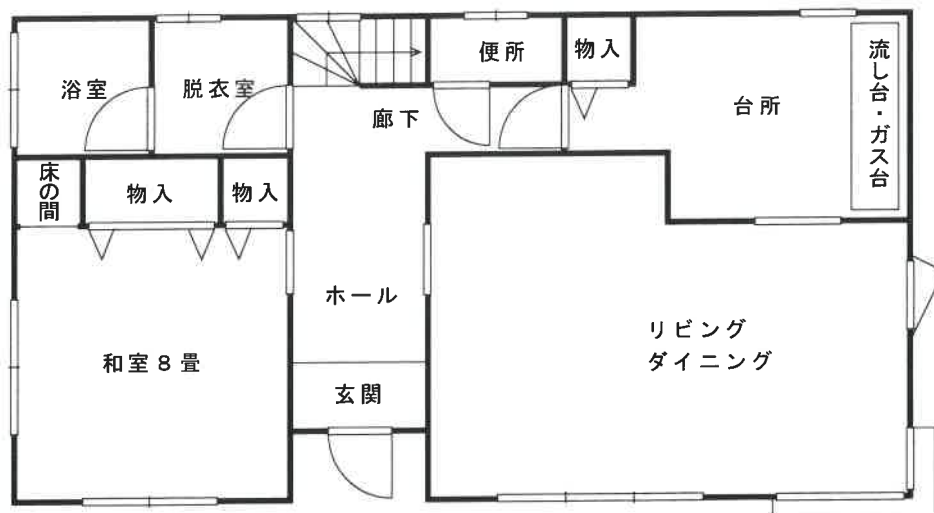
登記官

土地建物位置関係図

事件番号 令和6年（ケ）第88号



建物間取図	
事件番号	令和6年(ケ)第88号
物件番号	2



※図面と現況が異なる場合は
現況優先となります。

縮尺約 1/100